

付属書 A. 「指定省資源化製品」の洗濯機の判断基準省令抜粋

「指定省資源化製品」の判断の基準として、電気洗濯機の製造事業者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の抜粋を表A-1に記載する。

「指定省資源化製品」の家電製品の他の5品目の判断基準の内容も同様であり、表A-1の製品名（一重下線部）および第1条および第2条の部品名（二重下線部）を表A-2の製品名、部品名とすることにより読替えることが出来る。

表 A-1. 「指定省資源化製品」の洗濯機の判断基準省令抜粋

(原材料等の使用の合理化)

第1条 電気洗濯機の製造の事業を行う者（以下「製造事業者」という。）は、電気洗濯機に係る使用済物品等の発生を抑制するため、小型の又は軽量の駆動装置、筐体その他の部品等（部品又は部材をいう。以下同じ。）の採用その他の措置により、電気洗濯機に係る原材料等の使用の合理化を行うものとする。

(長期間の使用の促進)

第2条 製造事業者は、電気洗濯機に係る使用済物品等の発生を抑制するため、耐久性の高い駆動装置その他の長期間の使用が可能な部品等の採用、基板その他の部品等を異なる機種^の部品等と共通の部品等^にすることによる修理の容易化その他の措置により、電気洗濯機の長期間の使用を促進するものとする。

(修理に係る安全性の確保)

第3条 製造事業者は、電気洗濯機に係る使用済物品等の発生を抑制するため、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、修理に係る安全性を確保するものとする。

(修理の機会の確保)

第4条 製造事業者は、電気洗濯機に係る使用済物品等の発生を抑制するため、電気洗濯機の修理又は販売の事業を行う者と協力して、次に掲げる措置その他の消費者に対して修理の機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 1 電気洗濯機の修理に係る条件その他の情報を提供すること。
- 2 電気洗濯機の修理に係る技術者を確保すること。

(安全性等の配慮)

第5条 製造事業者は、前各条に規定する取組により電気洗濯機に係る使用済物品等の発生を抑制する際には、電気洗濯機の安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。

(技術の向上)

第6条 製造事業者は、電気洗濯機に係る使用済物品等の発生を抑制するため、必要な技術の向上を図るものとする。

(事前評価)

第7条 製造事業者は、電気洗濯機の設計に際して、電気洗濯機に係る使用済物品等の発生を抑制するため、第1条から第4条までに規定する取組について、あらかじめ電気洗濯機の評価を行うものとする。

- 2 製造事業者は、前項の評価を行うため、電気洗濯機の種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。
- 3 製造事業者は、第1項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

(情報の提供)

第8条 製造事業者は、電気洗濯機の構造、修理に係る安全性その他の電気洗濯機に係る使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行うものとする。

(包装材の工夫)

第9条 製造事業者は、電気洗濯機に係る包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、使用済物品等の発生を抑制するため、簡素な又は軽量の包装材の使用に努めるものとする。

出典：平成18年(2006年)4月27日経済産業省令第54号「電気洗濯機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の第1章「製造事業者の判断の基準となるべき事項」

表A-2. 「指定省資源化製品」の品目読み替えの製品名、部品名

品目	製品名（一重下線部）	第1条および第2条の部品名（二重下線部）
テレビ	テレビ受像機	ブラウン管
冷蔵庫	電気冷蔵庫	コンプレッサー
エアコン	ユニット形エアコンディショナ	コンプレッサー
電子レンジ	電子レンジ	マイクロ波出力装置
衣類乾燥機	衣類乾燥機	駆動装置